

(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画策定支援業務受託 候補者選定のためのプロポーザル説明書

2024年4月1日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市は、「町田市5ヵ年計画22-26」及び「新・町田市子どもマスタープラン」に基づき、子どもの居場所の充実をはかるため、子どもセンター（大型の児童館）の補完施設として子どもクラブ（小型の児童館）の整備を進めています。

地域内の年少人口が多いにもかかわらず、施設総数が不足しているエリアに整備を行うこととしており、2023年度までに計7館が開館し、現在8館目となる（仮称）成瀬子どもクラブの開館に向け、建築工事や地域との調整を行っているところです。

本件業務委託では、9館目となる（仮称）金井・薬師子どもクラブを金井遊歩公園隣接の市有地に整備することを前提に、斜面地における施設の配置や土地の造成手法、隣接する公園との接続方法等について検討を行い、基本設計を実施するための指針となる基本計画を策定することを目的とします。

2 契約の概要

契約件名	(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画策定業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日 ~ 2025年3月14日 (契約締結日 ~ 2025年3月14日)
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画策定業務委託仕様書(案)のとおり
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は5,000,000円(税込)とする。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 本件と類似する契約実績を有すると認められること（他自治体含む）。
- (4) 子ども施設又は福祉施設の設計実績があること（他自治体含む）。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2024 年 4 月 1 日（月）
(2)	資料配付	2024 年 4 月 1 日（月）
(3)	参加申請の受付	2024 年 4 月 11 日（木）まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2024 年 4 月 15 日（月）
(5)	質疑の提出	2024 年 4 月 23 日（火）午後 5 時まで
(6)	質疑の回答	2024 年 5 月 1 日（水）
(7)	提出書類の作成、提出	2024 年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2024 年 5 月 22 日（水）の指定時間
(9)	評価、採点	2024 年 5 月 22 日（水）
(10)	結果通知、結果公表	2024 年 5 月 29 日（水）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2024 年 6 月 12 日（水）まで
(12)	見積書の提出	2024 年 6 月 18 日（火）予定
(13)	契約書の調印	2024 年 6 月 28 日（金）

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② （仮称）金井・薬師子どもクラブ基本計画策定業務受託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑤ プロポーザル参加申請書
- ⑥ 類似契約実績書
- ⑦ 子ども施設又は福祉施設の設計実績書
- ⑧ 質疑書
- ⑨ 提案書
- ⑩ 業務実施体制
- ⑪ 業務責任者実績書

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてく

ださい。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、下記書類を、2024年4月11日午後5時までに、子ども生活部児童青少年課に郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。持参の場合は希望日時を子ども生活部児童青少年課へ事前連絡してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 <ul style="list-style-type: none">・特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。・文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
プロポーザル参加申請書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名してください。 提出部数は1部です。
類似契約実績書 <指定様式>	法人として履行した、本件と類似した契約（計画策定等）の実績について、指定様式に契約の概要を記載してください。 2019年4月～2024年3月の間に完了した契約に限ります。 提出部数は1部です。
子ども施設又は福祉施設の設計実績書 <指定様式>	法人として履行した、子ども施設又は福祉施設の設計実績について、指定様式に契約の概要を記載してください。 2019年4月～2024年3月の間に完了した契約に限ります。 提出部数は1部です。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

ただし、参加を希望する事業者が4者以上の場合、参加申請書類による書類選考を行い、下表の評価項目及び配点により、上位3者を決定します。

評価項目	着眼点	配点
業務実績（基本計画の策定等、類似した契約実績）	実績件数	10点
業務実績（子ども施設又は福祉施設の設計実績）	実績件数	10点
業務実施体制	資格の有無	10点
提案金額	妥当性	5点

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。

件名：金井子どもクラブ質疑_参加事業者名_送信年月日

例：金井子どもクラブ質疑_株式会社△△△_240416

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2024年5月15日午後5時までに、子ども生活部児童青少年課に郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字等の色指定はありません。提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 <様式自由>	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書 <様式自由>	様式は自由です。 全体で A4 版 4 ページ以内、提出部数は 8 部です。 斜面地における（仮称）金井・薬師子どもクラブ整備に向けた基本計画を策定するにあたり、以下①～③の観点から踏まえたうえで、貴社の考える施設のコンセプトやその基となる考え方をご提案ください。また、これらを踏まえた施設イメージやアイデアをご提案ください。 なお、施設イメージやアイデアをご提案頂くうえでは、抽象的な表現のみに留まることなく具体的な提案内容について記載し、図表やイラストを用いるなど、伝える力やデザイン性等もアピールしてください。 ※必ず1ページ目右上に参加者番号を記載してください。 例：参加者番号：○ ※本件プロポーザルにあたり、ご提案内容に合わせた過去実績のパス等があれば、新たに（仮称）金井・薬師子どもクラブのパス等を作成頂く必要はありません。 【留意頂きたい観点】 ① 子どもの居場所としての子どもクラブの在り方 ② 整備地の状況

	③ 隣接する金井遊歩公園との一体性
業務実施体制 <指定様式>	本業務の業務実施体制を記載してください（業務責任者、担当者、土木分野の担当者は必須）。
業務責任者実績書 <指定様式>	契約締結後に業務責任者になる予定の者が携わった業務実績（計画実績又は設計実績）について、指定様式に契約の概要を記載してください。 予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、2019年4月～2024年3月の間に完了した契約に限ります。 ページ数は3ページ以内、提出部数は1部です。
類似契約実績書 <指定様式>	法人として履行した、本件と類似した契約（計画策定等）の実績について、指定様式に契約の概要を記載してください。 2019年4月～2024年3月の間に完了した契約に限ります。 提出部数は1部です。
子ども施設又は福祉施設 の設計実績書 <指定様式>	法人として履行した、子ども施設又は福祉施設の設計実績について、指定様式に契約の概要を記載してください。 2019年4月～2024年3月の間に完了した契約に限ります。 提出部数は1部です。
【書類の綴り方】	
<p>※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。</p>	

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行いません。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2024年5月22日（水） 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市本庁舎 会議室 5-4
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、10分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。

	次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約 15 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、4 名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価・採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価・採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
企画力	40 点
実績	20 点
ビジュアル作成力（ワークショップ用のパス等）	15 点
プレゼンテーション	10 点
業務実施体制	10 点
提案金額	5 点
合計	100 点

※最高得点を取得した者が 2 人以上ある場合は、企画力・ビジュアル作成力・プレゼンテーションの合計得点が最も高いものを契約候補者に特定します。それでも決しない場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。見積金額も同価であった場合は、くじ引きとします。

(10) 最低選定基準

プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングに基づく評価・採点の結果、プロポーザル参加者の得点が 60 点を下回った場合、契約候補者として選定しません。

(11) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(12) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と子ども生活部児童青少年課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課青少年係（町田市役所本庁舎2階202窓口）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-4097

e-mail：mcity6780@city.machida.tokyo.jp